

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

特措法が制定される以前からも、我が国では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。平成17年(2005年)、国が「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、また道が国の行動計画を基本として、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、平成18年(2006年)11月に「函館市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

また、平成21年(2009年)に市内でも大流行した新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成22年(2010年)8月に本市の行動計画を全面的に改定し、新型インフルエンザに関する取組を進めてきた。国においては、平成23年(2011年)に新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、併せて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年(2012年)4月に、特措法が制定された。

平成25年(2013年)6月、国が特措法第6条に基づき政府行動計画を策定したことを受け、道が同年10月に特措法第7条に基づき、政府行動計画を基本として、道行動計画を策定した。本市においても、特措法第8条に基づき、政府行動計画および道行動計画を基本とし、平成26年(2014年)4月に市行動計画を策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や本市が実施する措置等を定めるとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、国は新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時・適切に政府行動計画の変更を行うものとしており、道や市においても必要に応じて見直しを行う。

- 新型インフルエンザ等対策行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの。
- 有事に際しては、国が策定する基本的対処方針を踏まえつつ、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対応する。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年(2019年)12月末, 中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し, 令和2年1月に我が国でも新型コロナの感染者が確認された。道内では同月28日, 初めて新型コロナの感染者が確認され, 同年2月22日には, 市内で初めての新型コロナの感染者が確認された。

世界的にも十分な知見やノウハウがない中, 道において, 「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」が設置され, 道内における相談体制や医療体制等が強化された。しかしながらその後も感染が徐々に広がり, 道内は, 他の地域に先行して感染が拡大したことから, 道は全国に先駆け独自の緊急事態宣言を発出し, 週末の外出自粛などを要請したほか, 学校の一斉臨時休業を実施した。

同年3月, 特措法が改正され, 新型コロナを特措法の適用対象とされ, 特措法に基づく対策を取り組む体制が整えられた。

同年4月には, 特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)が発出されたことに伴い, 「函館市新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「市対策本部という。」)を設置し, 新型コロナ対応を行ってきた。

国における北海道への緊急事態宣言は, 合計3度にわたり宣言と解除が繰り返され, それに伴い, 本市は市対策本部の設置と廃止を繰り返しながら, 全庁的に新型コロナ対策を推進し続け, 市民の生命や健康の保護, 市民生活や市民経済への対策に注力してきた。そして, 国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年(2023年)5月8日, 国が新型コロナを感染症法上の*5類感染症に位置付けたことを受け, 本市の新型コロナ対応が終了し, 平時の業務体制に移行していくこととなった。

このように, 3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが, この経験を通じて強く認識されたことは, 感染症危機が, 社会のあらゆる場面に影響し, 市民の生命および健康への大きな脅威となるものだけでなく, 経済や社会生活をはじめとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても, 新型コロナ対応では, 全ての市民が, 様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は, 感染症によって引き起こされるパンデミックに対し, 国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして, 感染症危機は, 決して新型コロナ対応で終わったわけではなく, 次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下, より万全な対応を行うことが求められている。

第3節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を目指して対策の充実等を図るために行うものである。

国においては、令和5年(2023年)9月から推進会議を開催して新型コロナ対応を振り返り、主な課題の整理を以下のとおり行った。

【新型コロナ対応を踏まえた課題】

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うにあたっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、下記のとおり3つの目標を実現する必要があるとされた。

【感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す上で必要な3つの目標】

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 市民生活および社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

市としても、これらの目標を実現できるよう、政府行動計画の改定を踏まえることはもとより、道の新型コロナ対応の経験を振り返り令和5年(2023年)12月に取りまとめた「北海道における新たな感染症危機への対応の方向性」を参考にしながら、感染症の専門家や関係機関・団体はもとより、幅広い分野の有識者からの意見も反映して、市行動計画を改定するものである。